

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

くらなび通信

VOL. 178

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

「くらしの豆知識」から

空き家を相続したら？「その他の空き家」が招くリスクについて解説します。（統計上の「その他空き家」とは、賃貸・売却用でも別荘でもない、使い道が決まらないまま放置された家を指します）

1. 「放置」が招く3つの大きなリスク

家は人が住まなくなると急速に劣化し、以下のようなトラブルを引き起こします。



- ・ **資産価値の低下**：水回りや外壁は年月が経てば劣化します。
- ・ **近隣トラブル**：ブロック塀が崩れるなど、隣家に損害を与えた場合に管理責任を問われます。
- ・ **経済的損失**：管理不十分と見なされると、固定資産税が最大6倍になる可能性があります。

2. 空き家を放置しないための方法

- ・ **活用・賃貸・売却を考えているなら**：空き家がある自治体に相談してみましょう。相談窓口や専門家の紹介を行っている場合があります。

3. 知っておきたい！法律と支援制度

近年、空き家対策を強化するための法改正が進んでいます

- ・ **相続登記の義務化**：2024年4月より、相続を知った日から3年以内の登記が必須となりました（怠ると過料の対象）。
- ・ **管理不全空き家の指定**：管理が不適切な家は、自治体から改善勧告を受けると税金の優遇措置が受けられなくなります。
- ・ **売却時の特例**：一定の要件を満たして売却すれば、譲渡所得から最大3,000万円まで控除できる制度があります。

3月の「男の料理」 味噌汁特集

- 3/19(木) ハーツ学園 さくらルーム
- 3/21(土) ハーツ羽水 組合員集会室

定番から、意外とマッチする変わり種まで、お好みの具を選んで作りましょう！ご飯とみそ汁に合うおかずも一緒にととのえて、ホッとなごむお昼ごはんをどうぞ。



講師：出倉弘子氏

参加費：1800円（くらなび会員は1500円）

★10:00～13:00

★持ち物：エプロン・筆記用具

発行：2026年2月1日

★各種 お申し込み・問い合わせ先：

公益社団法人 ふくい・くらしの研究所

Tel. 0776-52-0626

HP <http://www.kuranavi.jp>



福井県消費生活センター メールマガジン より

「紹介すれば報酬が得られる」話は要注意！

「購入して、知人に紹介すれば報酬が得られる」と持ちかけ、商品やサービスを契約させる「マルチ商法」に関して、こんな相談が寄せられました。

「マッチングアプリで知り合った人から『化粧品を購入して人に勧めると報酬が得られる』と勧誘された。お金は『消費者金融で借りたらいい。すぐに返せる』と言われ、40万円の化粧品セットを購入した。しかし、人に勧めることができないので解約したい」

マルチ商法は、20代の若者がSNSなどで知り合った人から勧説されることが多く、事業者の実態や「もうかる」という仕組みがわからないまま契約してしまう例が増えています。

◆「すぐに利益が出る」「借金してもすぐ返せる」といった、「簡単にもうかる」話には注意しましょう

◆友人や知人から勧められても、冷静に判断し、はっきり断りましょう

◆マルチ商法は特定商取引法で規制されており、クーリング・オフ（20日間）や中途解約が可能です